

Y.0 INDEX

(平和を願って)

アインシュタインの涙 (2017.1)

「もしすべての科学者が反対するなら戦争は不可能である」パネル (2017.5)

目取貢俊さんの「辺野古---」講演会を聞いて (2017.11)

「特攻」とふたつの悲しみ (2018.12)

「戦争が廊下の奥に立っていた」 (2021.1)

「身を捨つるほどの祖国はありや」寺山修司 (2021.7)

「せんそうが こわいとして、へいわがわかった」沖縄慰霊の日に寄せて(2021.11)

(ワンダフルライフ)

カントリーロードを行く (2020.6)

(明るい街に)

「街のにぎわい」 (2019.11)

(エッセイさまざま)

福島県浪江町の今 (2017.8)

職場から見た「働き方改革」 (2018.5)

「天皇と憲法」を考える (2019.5)

(読んだ見た聞いた)

戦争は、突然やってこない (2021.11)

(改憲論議をめぐる)

自民党改憲案にみる「信教の自由」 (2022.11)

(平和を願って)

アインシュタインの涙 (2017.1)

Y.O (春日台)

今年の3月、福島原発事故は6年をむかえます。放射能汚染から避難した人は、今も10万人にのぼっています。廃炉の過酷な現実に加え、20兆円を超える莫大な事故対策費用、高速増殖炉「もんじゅ」の断念による核燃料サイクルの破綻、放射性廃棄物などきわめて困難な問題が棚上げされたままです。

しかし政府と電力会社は、原発再稼動を進めています。「電力が不足する」という説明が、その後の省電力、省エネの進展で意味を失なった現在、自民党政府にとっては従来からの核兵器保有を含む原子力政策であり、電力会社にとっては「企業利益」そのものとなっています。

1905年アインシュタインは「物質はエネルギーに変わる」という特殊相対性理論を発表しました。1938年ドイツのオットー・ハーンなどがウランの核分裂を発見し、その後エンリコ・フェルミがシカゴ大の原子炉で核分裂連鎖反応の制御によるプルトニウムの生産を可能にしました。そして第2次世界大戦下アメリカのマンハッタン計画という原爆開発につながっていったのです。

アインシュタインなどアメリカに亡命した物理学者たちは、ナチスによる原爆開発を恐れ当時のルーズベルト大統領に原爆開発を要請する書簡をおくっています。そしてドイツ降伏の3ヶ月後、原爆は日本に投下されたのです。

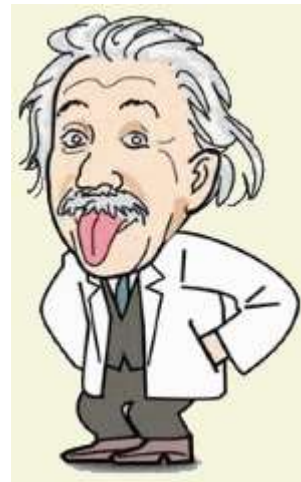
石炭の30万倍の巨大なエネルギーを生み出すウランの核分裂という科学的発見は、一方で核分裂連鎖反応の制御の困難さと放射能汚染の甚大さ、世代を超えた深刻さを併せもっています。

1948年湯川秀樹は、アメリカのオッペンハイマー(原爆の父)にプリンストン高等研究所に招聘されました。飛行場に出迎えたアインシュタインは日本人である湯川に「本当に申し訳ないことした」と涙ながらに握手したといわれています。

このくには広島、長崎の原爆で被爆し、そして福島原発で被曝しました。
このくにのひとたちは、ほんとうに涙の乾くことがあるのでしょうか。

「もしすべての科学者が反対するなら戦争は不可能である」パネル (2017.5)

Y.O (春日台)



今年3月、日本学術会議は「軍事的安全保障研究に関する声明」を発表しました。この声明は「昨今の学術と軍事が接近しつつある中で、大学などの各研究機関は研究の入り口で研究資金の出所などに関する慎重な判断が必要であり、軍事的安全保障研究とみなされる可能性の有る研究については、その適切性を目的、方法、応用の妥当性を技術的、倫理的に審査するガイドラインを設定する事が必要である」と述べています。また2015年から進められている防衛省の「安全保障技術研究推進制度」(2017年110億円規模)について「本制度は政府介入が著しく科学研究の自主、自立、公開の原則に問題がある」と指摘しています。



本声明の背景には、戦前科学研究が軍事目的に使われた歴史のうえにたって1950年「戦争を目的とする科学の研究は絶対これを行わない」の声明が発表され、1967年にも同じ趣旨の声明が出された経緯があります。

戦時において科学者たちは「熱烈な愛国者」となって軍事研究を進め、ドイツのハーバー(ノーベル賞化学者)の毒ガス兵器製造やアメリカのオッペンハイマーなど物理学者による原爆開発、日本の石井(軍医)731部隊の生物兵器実験に携わってきたのです。

現在、科学研究の公的支援は文部科学省の科学研究費(約2000億円/年)によって支えられています。研究費の競争的配分、採択率の低さ(約21%)、少ない助成費(1テーマ当り200万円/平均)など科学研究の現場は厳しい環境下にあり、基礎研究の将来についても危惧する声が高まっています。

今、科学と技術は社会の中に重層的に制度として組み込まれており、今回の声明だけで軍事研究がなくなるわけではありません。また科学者のみに社会的責任を負担せられるものではありません。科学研究が社会への貢献とともに重大な危害を及ぼすリスクを有していることを私たち市民もともに考えていかねばならないと思います。

目取真俊さんの「辺野古---」講演会を聞いて (2017.11)
春日台 Y.O

10月衆院選中に、目取真俊さんの講演会が神戸で行われました。講演テーマは、「辺野古基地建設を止めるために」です。目取真さんは、今、辺野古の海でカヌーによる海上阻止行動を続けています。1960年沖縄に生まれ、小説「水滴」で芥川賞を受賞、沖縄のひとの生き方に焦点をあてた作品を発表しています。



沖縄の現状について「オール沖縄で反対しているが、日本政府による辺野古基地建設が着々と進められている」「反対の座り込みは続いているが逮捕者もで、参加者に疲労がひろがり、現地で反対するひとたちが減ってきている」と語っています。目取真さんは「しかし反対運動は続いていきます」と。沖縄に米軍基地があるのではなく、米軍基地が支配する中に今も沖縄があります。「米軍の騒音、演習・事故被害、犯罪、人権侵害などの危険が常態化し平和に生活することが否定されている限り沖縄のひとたちの米軍基地反対は続く」と言います。

戦場となった沖縄は米軍による農地の強制収用によって基地が建設されてきました。また戦火によって農業や産業が破壊され働く人の多くを失い、沖縄は戦後本土以上のきびしい困窮生活を強いられることとなったのです。さらに沖縄は日本から切り離され、米軍の支配地として日本の法の支配からも排除されてきたのです。この不平等な差別は、過疎地にある原発立地の地域と相い通じるものがあります。

氏はさらに語ります。「沖縄のひとたちが戦後日々向き合ってきたのは、日本が敗戦責任に背をむけ日米安保条約に支配され、対米従属してきた現実なのです」、「沖縄が抱える問題の核心は日本の政治、憲法の空洞化、民主主義の存り様そのものなのです」。

今、辺野古基地建設反対が問うのはこうした存り様を「ひとりひとりが向き合うことだ」と言います。10月11日、米軍の大型ヘリが民有地に墜落炎上しました。選挙中にもかかわらず本土で沖縄の米軍基地が争点として語られることはありませんでした。

目取真さんは最後に質問に答えて「日本政府が強引に米軍基地建設を進めるなら市民が止めるしかない」「基地が建設されればその撤去はさらに困難となる」と。

「特攻」とふたつの悲しみ（2018.12）

春日台 Y.O

11月に鹿児島県の「知覧特攻平和会館」をおとずれました。知覧の「特攻」は、沖縄戦ではげしい戦闘がおこなわれていた1945年4月から6月にかけて展開されました。本土最南端の知覧特攻基地から出撃した隊員の内1036名がこの2ヶ月間で亡くなり、戦死者には17才の少年兵、兵庫県出身者28名、朝鮮半島出身者11名が含まれていました。

遺言や遺品には、「天皇陛下万歳」や「心身機弾」となって国を守るといった決意とともに両親や家族への切々たる思いが記されています。特攻死したひとたちにあてた聯合艦隊司令長官豊田副武の「感状」も残っています。豊田司令長官はどのような思いで「感状」をおくり、戦後12年を生き延びたのでしょうか。



「還らざる砲弾」のごとくいのちを失なっていた隊員たちの思いを、戦後うまれのわたしは受け取ることができないでいます。

戦争で亡くなったひとたちの家族は、ひとりひとりその戦死をどのように受けとめてきたのでしょうか。

特攻隊員と同世代でボルネオで胸部貫通銃創の重傷を負った杉山龍丸氏は、戦後に復員局で体験した話を記しています。

私が、多くの日本兵が帰国してくる復員局の事務についていたある暑い日の事でした。立派な服装をした紳士が隣の友人のところへ来られました。「ニューギニアにいった私の息子は」と名前を言って尋ねました。友人は帳簿をみて「息子さんはニューギニアのホーランジャで戦死されておられます」と答えた。その人はその瞬間眼をカッと開き、口をピクツとふるわして黙って帰っていきました。私が事務所の階段を下りるとその人は壁にもたれ肩をブルブルふるわせ足元に滴り落ちた水滴がたまっていました。その水滴はパナマ帽からあふれたたり落ちていました。肩のふるえは声をあげたいのを必死にこらえているものでした。

復員事務所の私の机から頭だけが見えるくらいの少女がやってきて私の顔をジーと見つめていました。「あたちは小学2年生、おとうちゃんはフィリピンに行ったの。なまえは〇〇なの」。少女の手には復員局からの通知書がにぎられていました。帳簿をみるとフィリピンルソンで戦死となっていた。私は眼を一杯にひらいてみつめている少女に答えねばならぬ、答えねばならぬと体の中に走る戦慄を精一杯おさえて「あなたのお父さんは戦死しておられます」と言って声が续かなくなった。その瞬間少女は涙が眼一杯にあふれそうになるのを必死でこらえていました。それをみている内に私の目が涙にあふれてほおを伝わり始めた。「あたり、おじいちゃまからおとうちゃまが戦死していたら戦死したところとじょうきょうを書いてもらっておいでといわれたの」。私はだまって紙をだして書こうとした瞬間、紙の上にボタ、ボタと涙が落ちて書けなくなった。少女は私の顔を見つめて「あたり泣いてはいけないといわれたの」。

どうなるのであろうか、私は一体なんなのか、なにができるのか。戦争は大きな、大きななにかを奪った。悲しみ以上になにかかけがいののないものを奪った。

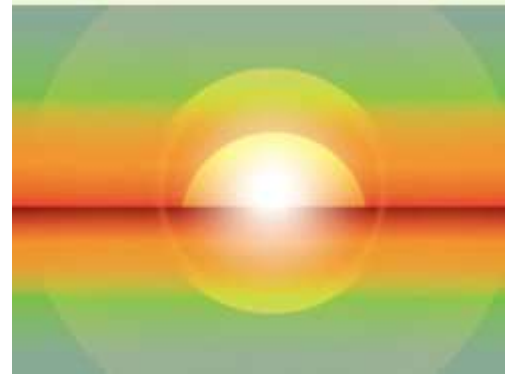
私たちは、このふたつの悲しみからなにを考えるべきであろうか。私たちはなにをなすべきであろうか。声なき声はそこにあると思う。

「戦争が廊下の奥に立っていた」(2021.1)

春日台 Y.O

外出もままならぬようになって、1年近くが経ちました。いま長いトンネルに迷い込み出口が分からぬままの閉塞感に陥っています。過去など振り返る余裕もなく、なぜにこんな状況にあるのかさえ考えられない日々を過ごしています。

しかしいま起きている事は、結局これまで私たちがくらしで来た社会と地続きにつながっているのではないのでしょうか。この間の日本の社会の変容を少し振り返ってみたいと思います。



先ずは、勤労者 5000 万人の所得についてです。2019 年の勤労者の平均所得は 436 万円、最も高かった 1997 年比で約 8%減少しています。欧米など先進国が 1.6 倍以上に所得を増加させている状況と際立った差を示しています。この期間、大企業は過去最大に内部留保を増やしていますので労働分配率はこの 30 年で 20%低下しています。さらに非正規の勤労者は 2019 年に 2165 万人と勤労者全体の 4 割を占め、その平均所得は 179 万円、女性の非正規では 139 万円となっています。また外国人労働者は 165 万人となりこの 10 年で 3 倍増となりその平均所得は 187 万円となっています。私たちのくらしが正規の人たちの所得減少とともに低賃金の非正規や外国人労働者のきわめて低賃金水準の構造にあるのが分かります。

次に福祉医療の分野です。政府は、医療費の削減のため病院の統合、病床数の削減を進め、保健所の数も半減させてきました。また後期高齢者の 2 割医療負担も予定されています。このコロナ禍で私たちが目にしているのは、まさに脆弱化した医療体制そのものです。

第 3 に政府、行政の在り方です。とりわけ 7 年余の第 2 次安倍政権の下では、安全保障関連法を頂点に、国会や民意無視の強権政治が系統的に展開され、敵基地攻撃論に至る戦争のできる体制が進んでいます。昨年 4 月に亡くなった映画監督の大林宣彦さんは、この状況を「若い君たちは、いま戦前を生きているのだ」と述べています。またこの強権政治は、行政の公共性を踏みにじり「森友事件」など官僚体制の忖度が一層深刻化しています。

第 4 に学術・文化の分野です。昨年あいちトリエンナーレ「表現の不自由展」が政治介入によって事実上「中止」に追い込まれ、神戸市でも津田大介さんの講演会が取りやめになりました。また菅政権による学術会議の任命拒否は、異論排除の「ページ」の実態を露わにしています。元文科省次官の前川喜平さんは、2016 年文化功労者の選考委員の人事で当時の内閣官房副長官の杉田和博氏から 2 名の差し替えを要求されたと発言しています。政権は、人事権行使によって NHK 会長、日銀総裁、法制局長官、検事総長への影響力を強め、各々の組織への政治介入を果たしているのです。

さまざまな分野で発生している危機は、それぞれに固有の問題を抱えながらも政権与党が全ゆる分野に系統的に市民の権利を制限し、国家優先の体制強化を進めていることを表しています。この現実の先に「戦争のできる国」が待ちうけていることをこのコロナの時期にも考えておかなければならないと思います。

ある書評の一節に「見て見ぬふりをするほど破滅は一段と引き寄せられる」と。

(2021.1.1 記)

「身を捨つるほどの祖国はありや」寺山修司 (2021.7)

春日台 Y.O



ずっと以前の事です。仕事で沖縄へ行った折、本島南部の糸満を訪ねたことがあります。5月の沖縄は、真夏のような暑さで糸満の海岸に立っているとじわじわと汗がふき出してきたのを今も覚えています。青空の大きさと東シナ海の広がり、瀬戸内に育ったわたしには圧倒されるばかりの景観を見せてくれました。

糸満市は、沖縄戦の最後の激戦地で日本軍の司令部が首里から敗走し、1945年6月に司令官が自決、日本軍の組織的な抵抗が終わった場所です。ひめゆり学徒隊の悲劇もここで起こっています。

沖縄戦の戦没住民の約6割が、この6月に糸満周辺で亡くなり、今も多くの遺骨がこの地で収集されずに残っています。

昨年、沖縄防衛局は辺野古米軍基地建設の埋め立て用に沖縄戦跡公園に指定されている糸満周辺の土砂を採集する計画を進めると発表しました。約40年戦没者の遺骨収集のボランティアを続けている具志堅さんは、「今も多くの遺骨が残る地域で土砂採取するのは戦没者の尊厳を損なうものだ」「死者を二度殺してはならない」とハンガーストライキも行いながら訴えています。沖縄県議会でも全会一致で計画の中止を求めています。

沖縄は、米軍の占領時代もそして本土復帰後の日本国憲法のもとにありながらも憲法の上に日米安保条約が存在する苦しみを70余年負い続けています。国民の命を守るより原発を再稼動し、五輪開催に暴走するこの国とは、国民にとってどのような存在なのでしょう。

6月23日沖縄では「慰霊の日」の式典が糸満市摩文仁にある平和記念公園で開催されました。中学2年生の上原美春さんは、平和の詩「みるく世の謳(うた)」を発表しました。

その一節には、

「おかえりを聞くことなく散った父の最後の叫びをわたしは知っている」と。

「せんそうが こわいとして、へいわがわかった」

沖縄慰霊の日に寄せて

春日台 Y.O

今年も沖縄では、「慰霊の日」に「沖縄全戦没者追悼式」が沖縄戦の終結の地で あった糸満市の平和祈念公園において行われました。公園には「平和の礎(いし じ)」が置かれ、戦没した24万人の名が刻まれ、毎年一人一人の名が読み上げられていきます。刻銘されているのは、沖縄の人ばかりではなくアメリカ、イギリス、台湾や朝鮮半島など国籍や軍人・民間人、敵味方に関係なく記録されています。平和の礎は自国だけの兵士のものだけではなく「全戦没者」の慰霊碑なのです。

6月23日の「慰霊の日」に「平和の詩」を朗読したのは、小学2年生の徳元穂菜さんでした。彼女は、ひいおじいさんを沖縄戦で亡くしており慰霊の日には毎年家族そろって平和の礎を訪れています。丸木位里・俊夫妻が制作した「沖縄戦の図」を見学した1年後に作ったのが今回の詩です。天国にいる大きいじいちゃんに届きますようにとの願いを込めた平和の詩は、

「せんそうがこわいから へいわをつかみたい ずっとポケットにいれておく ぜっ たいおとさないように なくさないように わすれないように こわいをして へいわがわかった」

と結ばれています。

沖縄は、今年沖縄戦77年、本土復帰50年を迎えました。ウクライナの戦争が長期化する中で日本国内でも「核抑止力強化」「軍事費のGNP2%」などが声高に叫ばれ、9条壊憲を進める動きが強まっています。50年前沖縄では「本土復帰 反対」の声があがる一方で、復帰が日本国憲法の下におかれる事で米軍の剥き出しの占領支配から脱するものと考えられてきたのです。しかし現在も憲法前文の「われら」には沖縄は含まれず憲法の上に日米安保条約・地位協定があり、米軍の「支配」が継続しています。沖縄国際大の前泊さんは「沖縄から日本が良く見える」とその著書で述べています。沖縄の姿は、日本の姿を合わせ鏡のように映し出しています。

政府与党だけでなく一部野党も加わって「攻められたらどうする」とばかりに軍事費の倍増や「反撃能力」という先制攻撃を勇ましく発言し、米軍との核共有までを主張しています。軍拡は他国の軍拡を生じさせ際限のない緊張激化を招き、各々の国民のいのちと暮らしを破壊する危険を増大させます。必要なのは核兵器の廃絶などの軍縮であり軍事費を民生向上や災害対策、人道支援に振り向けることこそが戦争を引き起こさない方法ではないでしょうか。

沖縄の戦後の歴史は、日米両政府による米軍統治が沖縄の人たちに如何に過酷な生活を強

いてきたかを示しています。そして沖縄を含む南西諸島は、今も新基地の建設など日米の軍事拡大が着々と強化され、戦争の危機の最前線に置かれています。沖縄の人たちが沖縄戦や米軍統治のなかで、平和への思いを深めてきたことを日本全体が心に刻んでおくことが大切だと思います。

平和はひとりでにやってくるものではありません。

他者や他国との関係の中でしか存在しないのです。憲法前文には「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した」と書かれています。戦死者に勝者も敗者もないのです。(2022. 6.23 Y・O 記)

(ワンダフルライフ)

カントリーロードを行く (2020. 6)

春日台 Y.O

街へ出かけることがなくなって約3ヶ月。いま明石川流域の田園地帯を一人歩いています。弁当を持ち、水筒をさげ遠足のように出かけています。

我が家は、西神中央へ徒歩30分、明石川へ15分のニュータウンの西のはずれにあります。

3月は、赤く染まったれんげ畑、黄色の菜の花、畦道にタンポポが咲き、4月は集落に桜が満開でした。5月に入ると周囲はまばゆい新緑と田植え前の田起こしが進んでいます。田畑の先にはいくつもの集落があり、立派な門構えと瓦塀に囲まれた屋敷が数多く見受けられます。江戸時代、明石川流域は新田開発が進み農地が広く開墾され、豊かな農業が営まれてきたのです。

また集落ごとに寺があり、曹洞宗や臨済宗の禅宗系の寺が多くあります。

各々の寺の縁起には、古くは行基による10世紀創建や戦国時代に作られたと記されています。秀吉が三木城を攻め近隣の寺も消失したとの説明もあり、大河ドラマの世界がこの地にも繰り広げられていたことが分かります。

寺の墓地には、戦没者の尖頭型の墓もあります。昭和20年8月12日ビルマで戦死28才、20年4月戦艦「大和」戦没31才、ある親族の共同碑には19年から20年に5名が戦死など。また忠霊碑には西南の役、征韓戦、日清、日露戦争の戦没者の100名余が刻まれています。寺は明治から昭和にかけて多くの戦争があり多くの人が戦没したことを忘れられない記憶として残しています。



1日約7km、足の裏でこの地の長い営みを感じています。

つかれて帰宅して、ジョン・デンバーの「カントリーロード」を聴きながらコロナの日々を過ごしています。(2020.5.25)

(明るい街に)

「街のにぎわい」(2019.11)

春日台

Y.O



西神そごうが、来年8月に閉店することになりました。バスの待ちの時間に立ち寄ることが多かったデパートが、いざなくなるとなれば寂しいものです。

約30年西神中央で街のにぎわいをつくり、住民の暮らしに寄り添ってきました。以前、よく出張していた長崎や鹿児島などの地方都市でも大手デパートが撤退していった記憶がよみがえります。商業施設が収益悪化で閉店になるのは、いまでは日常茶飯事のようにもあります。

だが地域の中核の商業施設がなくなると街のにぎわいや住民の暮らしは、どうなっていくのでしょうか。街のにぎわいは、利用する住民とそこで働くひとたちによってつくられていたことを改めて思います。

いま西区では、あたらしい区役所が建設中であり文化ホールや図書館新設の計画が進んでいます。また神戸市は、駅への徒歩圏内に都市機能を集中させる「都市空間向上計画」を構想しています。わたしたちの暮らしにどのような変化がおこっているのでしょうか。

大都市の中心部に投資が集中し、都市と地方の格差が急速に拡大しています。こうした現象は、日本だけでなく世界でも進行しているのです。そしてこうした変化は都市内部の経済格差を生みつつ地域間経済格差に連鎖しているのです。

大手百貨店、大手のスーパーや全国チェーンの店舗などへの過度な依存は街のにぎわいを持続していくにはむづかしい問題を抱えています。画一的な商業施設は、街の特徴が失われやすく住民が愛着を持つことをむづかしくしています。

地域の街のにぎわいは、地域の経済を維持し地域で働き、地域でくらし続ける地域循環型の仕組みが必要となります。西区は、農業が盛んであり工業団地や研究パークなど産業基盤があります。また大学など教育機関が充実し医療機関も多く温暖な気候とともにくらしやすい自然環境にめぐまれています。西区はこうした点で持続可能な地域としての条件がととのっています。

この恵まれた条件をより掘り起こし、特徴ある景観や文化、産物、店舗を通じて住民が愛着をもてる街にしていくこと大切だと思います。

デパートの閉店は、わたしたちの街のにぎわいを考える良い機会を与えてくれているのではないのでしょうか。

(エッセイさまざま)

福島県浪江町の今 (2017.8)

春日台 Y.O

7月、仙台から常磐線を南下し福島県浪江町に向かった。仙台空港の乗換駅名取を過ぎ、しばらくして阿武隈川をわたり、亘理町に入った。夏の陽射しに青々と勢いよく育った稲田が彩やかであった。遠くに海岸線沿いに防潮堤工事の現場が長く連がっているのがみえる。部活動に行く高校生たちが一斉に下車した小高駅で乗り換え、すぐに終点の浪江駅に到着した。その先はまだバスの振り替え輸送である。

浪江駅周辺は、3月末に避難解除となり6年ぶりに鉄道が再開された。町の中心部は福島第一原発から約8kmの距離にあるが、浪江町の3/4は現在も帰還困難地域である。

改札口を出て駅前の小さな商店街を歩いた。小さなビルや事務所、商店、飲食店が倒壊を免れたものの人の気配もなく残っている。ただ6年の歳月だけが確実に過ぎた無人の街並みであった。

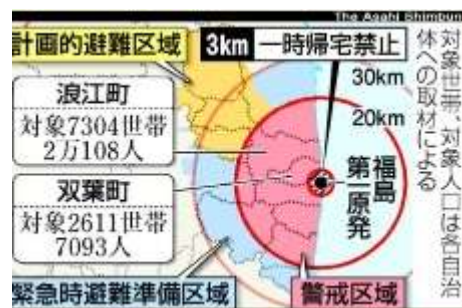
解体のシールが貼られたままの家が何も手が付けられずに残っている。「郡山市で営業中」と貼り紙した散髪屋(写真左下)。近くに浪江小学校があった。ざわめきのない校舎は、子供たちの登校を待っているのだろうか。6年が経つと当時の在校生は、皆中学生や高校生、大学生だ。体育館入り口の少し斜めになった棚には、もう履かれることのない上履き靴が並んだままになっていた(写真右下)。

町で一番大きな病院であった4階建の「西病院」は玄関が板塀で閉じられていた。この病院では、3.11直後に57名の高齢患者が福島医科大学に自衛隊ヘリで緊急搬送された。地域医療の中核を担っていた病院である。

町の役場も郵便局も4月から元の場所に戻ったものの浪江町の人たちは、長い年月何世代も積み重ねてきたくらしと次の世代が、原発事故の一撃で断ち切られてしまった。その町を一台の民間警備会社の車が巡回している。

今、浪江町の住民登録人口18256人、居住人口234人(45世帯)である。

(2017.7.19 記)





職場から見た「働き方改革」(2018. 5)

春日台

Y.O

5月1日は、メーデーの日です。1886年シカゴの労働者が「8時間労働制」を求めてストライキを行ったのがはじまりです。当時は10-14時間労働が一般的で労働者は「8時間は労働」「8時間は休息」「8時間は私たちのもの」と要求したのです。



今、国会に「働き方改革」法案が提案されています。とりわけ「裁量労働制」「高度プロフェSSIONAL制」は従来の8時間労働や残業規制など「時間制労働」の枠組みをなくし、より効率的な働き方をめざすものだと説明されています。しかし本当にそうなのでしょうか。働く職場の現実からみるとこの「働き方改革」は経営側の要請する効率最優先の「働かせ方改革」であって働くひとのための「働き方改革」でないことが鮮明に浮かび上がってきます。

その理由のひとつは、今の職場は働くひとの権利や健康を守るべき組合や働くひとの共助の力が弱体化し、経営側に対抗できる力が失われています。経営側は、事業の撤退、売却、分離や日常化する希望退職などによる雇用の不安定化を進める一方で、職場では社員、非正規派遣、パート、アルバイトなど異なる労働条件のひとたちが働き、おのおのに業務遂行を命じ、個別分断支配を強めています。

また理由のふたつめは、ITによる会社組織の「フラット化」です。情報技術の進展は生産効率の向上に大きな成果をもたらしましたが、他方で従来の実務経験が豊富な中間層を無力化させ、職場から離れた経営層が職場に経営目標などを直接指示管理する度合いを強めています。今まで中間層が担ってきた業務経験の蓄積と経営と職場の双方向の意思疎通の役割が失

われています。経営の暴走や職場の意思決定力が弱くなることで不正経営やデータ偽造などの企業不祥事が多発しているのです。

職場が劣化している状況では、「働き方改革」は深刻な過重労働に転化するのです。

130年前、「8時間労働」に立ち上った労働者に今のわたしたちが学ぶべきではないでしょうか。

「天皇と憲法」を考える（2019.5）

春日台 Y.O

5月1日、新天皇が即位します。

この機会に「天皇と憲法」について少し考えてみました。

まず第1は、天皇に関する条項が日本国憲法の冒頭におかれていることです。現憲法では、前文に続いて第1章に天皇条項が第1条から第8条まで記されています。国民主権を基本原則とする現憲法の最初の章が「天皇」となっています。なぜなのでしょう。解説書によると日本国憲法は、大日本帝国憲法73条「憲法改正」の手続きによって成立したものであり、旧憲法第1条「大日本帝国は、万世一系の天皇がこれを統治する」など以下の条文を改正したものであると説明されています。国民主権の立場からすると本来改正時には現憲法の第2章「戦争放棄」や第3章「基本的人権」が前文の次ぎにおかれるべきではないでしょうか。「天皇制」は形を変えて残っているのです。

第2は、現憲法第2条「天皇世襲」についてです。

第14条は「すべての国民は法の下で平等であって社会的身分又は門地により政治的経済的又は社会的関係において差別されない」と記しています。天皇は国民ではなく国民の上に立つものなのでしょう。世襲制と差別なき平等は並立できるもののでしょうか。

第3は、自民党の改憲草案です。平成24年に発表された改憲案では、第1条に「天皇元首」を明記し、第102条では現憲法にある「天皇の憲法遵守義務」を削除しています。元首たる天皇は憲法遵守義務がなく、憲法の上にあるということなのでしょう。

現憲法の制定時の政治状況は「天皇制」維持による日本の統治と「戦争放棄」による連合国側への対応によって成り立っていました。

そして今も「天皇」をめぐる憲法の状況は、前近代の「天皇の国民」と近代の「国民の天皇」の狭間に揺れ動いています。

今、政府やマスコミは新元号、新天皇即位への祝福一色です。わたしたちは、天皇のひとつひとつの行ない以上に「制度としての天皇」に冷静に向き合うことが必要なのではないでしょうか。



日本国憲法第1条「天皇の地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と。

戦争は、突然やってこない

春日台 Y.O

俳人金子兜太(1919-2018)は、戦後 1955 年に「水脈(みお)の果(はて)炎天の墓碑を置きて去る」を発表しています。兜太は東大経済学部を繰り上げ卒業し、日本銀行入行 3 ヶ月後の 1943 年に海軍主計中尉としてトラック島に派遣されています。1944 年米軍の激しい空爆などにさらされ 200 名の部下の多くを亡くし、その後補給も断たれ餓死者も多く出す戦場を経験しています。



この句は、戦後米軍の捕虜となり、最後となった復員船の上での思いを述べたものです。

兜太は高校時代から句に親しみ、最初に師事した島田青峰が 1941 年新興俳句弾圧事件で俳人 12 名とともに投獄されその後亡くなる体験をしています。前年の 1940 年には京大俳句事件があり西東三鬼、渡辺白泉などの若い俳人 8 名が治安維持法で逮捕されています。1943 年には鹿児島島の俳句誌「きりしま」の同人 37 名が検挙されています。また川柳でも鶴彬(あきら)が 1937 年特高に逮捕され 29 才で拷問による投獄死をしています。彼の句に「万歳とあげて行った手を大陸においてきた」があります。

兜太は戦後日銀に戻り、神戸や長崎など転勤を繰り返しながら定年の 55 才まで「窓奥族」として勤め、その傍ら従来の「花鳥風月」の俳句から「句には伝える力がある」として「社会性俳句」の中心リーダーとして活躍してきました。亡くなる 2018 年には、長野の「無言館」の近くに「俳句弾圧不忘の碑」を建立しています。また最近まで多くの人が街頭で掲げていた「アベ政治を許さない」のプラカードを揮毫しています。

今年のノーベル平和賞には、フィリピンのマリア・テッサとロシアのドミトリー・ムラトフの 2 名のジャーナリストが選ばれました。両氏とも投獄や同僚記者の殺害など政府の報道弾圧に屈せず真実を求める報道を続けています。ノーベル賞委員会は「民主主義と報道の自由が一段と困難な状況に直面する世界に有って報道の自由という理想のために立ち上がるすべてのジャーナリストを代表している」と述べています。また「国境なき記者団」は、日本を報道の自由度ラ

ンキングで韓国や台湾より下位の世界 67 番とし、「特定秘密保護法」や「記者クラブ」などをその理由としてあげています。

国内外の対立や緊張ばかりが煽られる政治状況のなかで、強権政治が表現の自由や報道の自由、学問の自由を足元から崩し自由と民主主義を圧殺してきたのはこれまでの歴史に刻まれているのではないのでしょうか。

自民党改憲案にみる「信教の自由」 (2022.11)

春日台 Y.O

昨今、連日のように統一教会と自民党の癒着の話題が報道されている。「靈感商法」と言われる統一教会と自民党の親和性とは何なのか。自民党の改憲草案から「信教の自由」を考えてみたい。



日本は明治維新から今次の敗戦までの約 80 年、富国強兵のための国家統合としての「国家神道」が国民の生活意識のすみずみに到るまで広く浸透していた。国家神道は集団祭祀としての伝統をもつ神社神道と皇室神道が再編統合されたもので、国民に対して国家への無条件の忠誠を要求する国民精神とされてきた。

敗戦の 1945 年GHQは、日本の戦争の宗教的政治制度である国家神道を解体し、現憲法 20 条の「信教の自由」に繋がることとなった。

自民党の 2012 年改憲草案では、大きく 3 つの重要な問題点を有している。

第一は、現憲法 20 条(信教の自由)の1項は「いかなる宗教団体も国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」と規定している。これに対して自民党改憲案は「国はいかなる宗教団体に対しても特権を与えてはならない」とし、宗教団体による政治権力の行使を容認している。これは政教分離の原則を否定するもので例えば、統一教会がらみの閣僚により政治権力を行使可能にすることであり、国家権力の宗教的中立性は損なわれ国民の政治意思決定が歪められ、その結果民主主義は機能不全に陥ってしまう。

第二は、自民党改憲案は憲法 20 条 3 項に但し書きを加え「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについてはこの限りではない」としている。現憲法の「国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」から社会的儀礼と習俗的行為を切り出し、国などの関与を容認するものとなっている。2004 年福岡地裁は、「小泉首相の靖国参拝は 20 条 3 項の宗教的活動の禁止に違反している」との違憲判決を下した。靖国参拝、

地鎮祭、護国神社の戦没者慰霊祭、伊勢神宮参拝など国、自治体、皇室などが参画できる道を是認する改憲案である。

第三は、現憲法 89 条(公の財産の支出又は利用の制限)は「公金その他公の財産は、宗教上の組織等に支出してはならない」と規定しているが、前述の自民党改憲案の 20 条 3 項の但し書き「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについてはこの限りではない」により「儀礼」「習俗」に公金他の支出を認めるものである。1997 年の愛媛県玉串訴訟では、最高裁が愛媛県の靖国神社に対する玉串料を公金にて支出したことを「宗教的活動のための違法な公金支出」との違憲判決を下し、政教分離を厳格に分離した。この判例はその後の宗教団体への公金支出を防止することとなった。

10 月 24 日付の朝日新聞「天声人語」は、100 年前イタリアでムッソリーニが権力を掌握したことを記し、今年その精神を受け継ぐ「イタリアの同盟」の党首が首相となったと報じている。第二次世界大戦から 3/4 世紀を経てファシズムの復活が危惧される状況が生まれている。日本においても敗戦後 77 年、わが国の侵略戦争により多大な人命を失い過酷な生活を強いられてきた体験から平和への強い思いが、今大きく揺らいでいる。戦争に備えればばかりの軍事拡大や敵基地攻撃、日米安保条約の強化が声高に叫ばれている。私たちは日常の中で見失ってはならないものそして自由と平和を改めて問い直さなければならないと思う昨今である。